近世初期山村一揆論

――北山・椎葉山・祖谷山―

、見重つ斤E

三、推案山一卷二、北山一揆

、祖谷山一揆一、椎葉山一揆

ユ、一揆の構造とその歴史的意義

一、問題の所在

おいては、同時代的存在の地域差を理解するための枠組みとして先究面においてもしばしばなされていることである。殊に歴史研究にと位置付けることは、日常における生活感覚としてだけでなく、研の持つ一つの常識であろう。平野部を先進地とし、山間部を後進地山間奥地に立地する村落は古い、遅れた社会とする理解は日本人山間奥地に立地する村落は古い、遅れた社会とする理解は日本人

福

田

アジオ

取する体制として確立した。しかし、後進地域では古い勢力が強く、として自立し、幕藩体制はその「小農」を支配して全剰余労働を搾なく、ごく一般的に行われている。以下のようにである。太閤検地なせ、ごく一般的に行われている。以下のようにである。太閤検地近世成立期においても同様の説明がほとんど疑問を抱かれること

「小農自立政策」を貫徹することができず、妥協的な政策を採用せざ

るをえなかった。例えば検地に際しては、直接生産者を名請百姓と 年の八月に秀吉は浅野長政に検地の徹底的実施を「被仰出候趣、 支配下の百姓を動員したものであることが多い。その代表例は天正 反対の一揆であり、 世紀末から一七世紀の前半にかけて起こっている。その多くは検地 五郎に代表されるような代表越訴型の一揆よりもはるかに早い一六 れもその地域の後進的であったことが理由として提出されている。 の分付主として登録することさえあったという報告まであり、 て登録する分付記載が広く行われた。ときには一村の全田畑を一人 して検地帳に登録せず、 で上杉氏の庄内検地に反対して地侍たちの主導による三千人の一揆 ことになったのである。まず、その年の九月に羽前田川郡川南地方 地が東北地方で強力に進められた結果が一連の一揆として登場する も二郷も、 なてきりニ可申付候、 十八年(一五九〇)に東北地方で起こった一連の一揆である。 人并百姓共ニ合点行候様ニ、 近世初期には全国各地で百姓一揆が起こっている。それは佐倉惣 城主にて候ハ、、其もの城へ追入、各相談、一人も不残置 悉なてきり可仕候」と命じている。 一揆勢は兵農未分離の状態の地侍、 百姓以下ニ至るまて、不相届ニ付てハ、一郷 旧来の名主百姓の権利を認めて分付主とし 能々可申聞候、 自然不相届覚悟之輩於 その命により太閤検 名主百姓が いず この 国

であるという理解である。このような理解は、初期の一揆に関する前進させる進歩的な存在であるのに対し、初期土豪一揆はその反対地反対一揆が起こった。これらの一揆に関する研究は、検地によったを抵抗であるとするのが一般的である。百姓一揆そのものは歴史をな抵抗であるとするのが一般的である。百姓一揆そのものは歴史をな抵抗であるとするのが一般的である。百姓一揆そのものは歴史をな抵抗であるとするのが一般的である。百姓一揆そのものは歴史をな抵抗であるとするのが一般的である。このような理解は、初期の一揆に関するであるという理解である。このような理解は、初期の一揆に関するであるという理解である。このような理解は、初期の一揆に関するが起こり、次いで十月に陸前の玉造郡等の平野部で検地および新領が起こり、次いで十月に陸前の玉造郡等の平野部で検地および新領

研究を深めることには当然ながらならなかった。(4)

ある。 る。 和五年(一六一九)の椎葉山一揆、 処理されることの多い一揆が山間部における慶長・元和期の一揆で は異なる一定の共通した基盤が存在するものと予想される。 ほぼ同じ時に起こっている。 して、この三つの一揆はいずれも徳川政権下のものであり、 閣検地に対するものであり、秀吉政権下においてである。 それに対 いる。その代表は慶長十九年(一六一四)に起こった北山一揆、 揆である。これらはいずれも初期土豪一揆の典型と考えられてい そして、各地の検地反対一揆と一連のほぼ同じ性格のものとして しかし、いわゆる初期土豪一揆のりち検地反対一揆の多くが太 近世成立期に各地の山村を舞台にいくつもの一揆が発生して それは偶然ではなく、検地反対一揆と 元和六年(一六二〇)の祖谷山 しかも 元

意味を考えることを課題とする。つの一揆の様相を乏しい史料によって明らかにしつつ検討し、そのにおける土豪の反動的な一揆とすることに疑問を抱きつつ、この三も畑作中心の山村なのである。本稿では、これらを単純に後進地域

一、北山一揆

本北山 ある。 御証文并北山一揆等前後不同取集候」)、「和州北山一揆次第」と「異 第」と「北山一揆物語」が収められ、また『和歌山県史』には「北 等史料というわけではない。『大日本史料』には「和州北山一 揆 次 日本史料』が主として支配者側の多くの史料と共に後年に編纂され の史料を収録している。しかし、それらの史料の多くは必ずしも一 た記録を収録しており、また近年刊行された『和歌山県史』も同様 の大坂方に呼応する形で一揆が起こったというのが一般的な解説で 山地方で大きな一揆が起こった。 慶長十九年 (一六一四) 揆等取集書付」(正式の表題は「浅野右近殿御在城十九年 之 間 残された史料も多く、やや詳しく知ることができる。まず『大 この一揆の経過なり、内容は、 揆物語」の三つが収録されている。 の十二月に紀伊国と大和国にまたがる北 時は大坂冬の陣の最中であり、 他の二つの一揆に比較すれ いずれも一揆後相当の そ

> された次の文書である。(5) 家文書がそのことを示している。 日本史料』に収録された「浅野家旧記」はじめ和歌山県内所在の諸 け同時代的史料を利用することで一揆の存在を確認しておきたい。 とは必ずしもならないことは明らかである。ここではまず出来るだ であるが、一揆そのものの経過なり、内容についての実像を知る史料 が一揆に対する百姓達の思いや観念を示している点では重要な史料 くの百姓一揆についても同様に作成されており、それらの記す内容 によってなされていた。これらの編纂物は、 ものである。 ず含むとは言え、記述全てをそのまま鵜吞みにすることはできない 年月を経過してから纏められたものであり、 北山一揆が実際に起こったことは間違いのない事実で ある。 『大 しかし、従来の北山一揆の解説は専らこの種の編纂物 例えば、 「浅野家旧記」から 採 録 貴重な文書を少なから 近世に起こった他の多

以上

可被申遺候、恐々謹言、

「被申遺候、恐々謹言、一段御感被思召候、此旨六左衛門方へ候、其段具達上聞候処、一段御感被思召候、此旨六左衛門方へ候、其段具達上聞候処、首数多討捕、無比類働之由注進被申上今度紀州新宮表へ一揆罷出候処ニ、貴殿御内戸田六左衛門尉走

本多上野介

正純判

十二月廿二日

右者横折之状

••••••••••

以上

旧冬十二日、其地一揆共多勢にて、新宮へ取懸候刻、其方以覚

上候処ニ、御感不斜候、いまた在々ニ残党共有之由候、右近大

悟早速追払、殊首共数多討取候儀、手柄ニ候、則両御所様へ申

夫差越候間、其方弥可入精事肝要候、恐々謹言

但馬守

長晟御書判

戸田六左衛門尉殿

正月二日

右者横折之御書

右二通、浅野甲斐家来戸田六左衛門所持

あるいは紀伊石垣文書にある次の証文である。(6)

北山意起之者十二月十一日ニ新宮江大セいにてよセきたり、 卯ノ刻よりおともロニ而合戦仕、かちにて大川を 先 か け 被

仕、寄セ手之者ことことく追払、此時之手柄諸人ニ相しれ、

まきれ無之候、将亦北山へ出陣、十二月廿七日ニ、大野之川

ヲわたし、此時も先陣被仕、大峯山之前鬼意起大セう左衛門

ノ太夫と申ものをくミふセ、首を取申事、 此儀尚以まきれな

> く候、 惣而貴所之てから度々之事無比類侯、此旨浅野但馬守

へ具ニ可申上候、為証文指夫申候

浅野但馬守内

慶長十九年寅ノ十二月廿九日 長田正政所

長田五郎七

紀州佐野庄

竹原徳兵衛殿

また紀伊山本文書に、新宮を守っていた戸田六左衛門が出した次の

ような書状が残されている。

態令申候、仍、今度其元情を被入之由、野村津右衛門殿被仰候

を承候、いよいよ無油断御才覚候て、四村之者共打取候様ニ御

才覚尤ニ候へハ、各情を被出候由、右近ニ可申聞候、就其いつ

帰侯様ニ、是又尤ニ侯、以来少も別儀有間敷侯、為其一書如此 きと一身仕たる在々百姓共、草之なひきくるしからす候間、立

候、恐々謹言

十二月十四日

戸田六左衛門

藤左衛門殿

左 介殿

茂兵 衛殿

このような文書によって慶長十九年十二月十日前後に一揆が起こ

姓」のいたことが分かる。 構成されていたのではなく、 当時の史料は記すことはない。 国北山において起こったものであり、 把握しているものではない。そのような文書によれば、 早速に注進され、 歴史的事実として確認できよう。 左衛門の書状が示すように、 に記載されたものはないし、 鬼意起大セら左衛門ノ太夫」とされていた。その規模は当時の史料 作成された史料は言うまでもなく鎮圧側のものであり、 たかは当時の史料からでは必ずしも明らかにできない。 呼ばれたことも判明する。また、この一揆について徳川 秀 忠 ま で あったこと、 **揆勢がいかなる地域から起こり、どのような人間で構成されてい** 新宮の町まで押し寄せたこと、そして一揆勢は敗退したことは その故であろらが一揆が北山一揆 その指示を仰いでいることも知られる。 多数の「いつきと一身仕たる 在 **揆勢は武士的な存在のものによって** ただ、 揆の目標や組織についてももちろん さらにその一揆勢の中心が北山 先の十二月十四日付の戸田六 その中心人物は「大峯山之前 (意起) と当初から 一揆は大和 一揆当時に 揆内部を しかし、 々 百

し、

のである。

るし、 『の戦功を記した感状が今日まで残された史料の大部分を占めてい あい多くの犠牲者を出したことが判明するだけである。その討伐 揆の経過については、 後世編纂された記録類もそのような戦功の記事で埋められて 新宮攻撃に失敗して、 山中の各所で討伐

> いる。 揆の敗退過程とそこに示された一揆勢の内部構成を知る手掛りは 事実そのものではない。 れも討伐者側の戦功を伝え、 戦った様子は、むしろ感状を主要な史料的根拠として伝聞さらには 伝承までをも含んで編集された編纂物の記事に詳しい。 一揆勢が新宮攻撃に失敗して山中に退却し、 しかし、 あるいは自慢するためのものであり、 その記事を活用する以外には、 各地で討伐軍と それはいず

すると次のようなものである。(8) 断でき、 揆から半世紀弱の年月しか経過していない時期に成立したものと判 物について「今に子有之候」と記載していて、この記載によって一 た感状等の文書を掲載しつつ記述している。その記事の一例を紹介 れは戦功をあげた者を個条書きにして、 迄四拾八年ニ成」と記し、また討伐に加わり戦功をあげた多くの人 編纂物の一つである「和州北山一揆次第」は本文中に「寛文元年 編纂物のなかでは比較的信頼度が高いと考えられるが、 それぞれの戦功を、 残され

有馬喜藤次北山一揆ニ付内之もの働 下尾井村ニ 丽 首壱ツ 佐波佐左衛門

申候而何茂手柄い

たし候覚

同所ニ 高瀬ニ 大居谷ニ而 丽 而 同壱ツ 同壱ツ 同壱ツ 九鬼安右衛門 今に子有之候 白子屋 同

見候処ニ掛置其鼻をそき塩漬に仕、新宮へ集一同に目録ニ而上ヶ候 記録されている。それら討ち取った者の首については「首共は一揆 この記事によれば有馬喜藤次の一隊は九人の者を殺して 首 を 一に指示が出された。 七人を生け捕りにしている。これほどまでに多くの者を殺した 生け捕りにしてはいないが、 唯今ハ主膳と申江戸ニ而身上稼被申よし 右何茂只今ハ在々ニ而百姓仕罷有候、有馬喜藤次殿ハ牢人にて 同所ニ 同所 同所 同所 同所ニ而 同所ニ而 同 同 同 所ニ 所 所 = = 而 丽 丽 丽 丽 而 丽 同壱ッ 同壱ツ 同弐人 同三人 同壱人 同壱ツ 同壱ツ 同壱ツ 生捕壱人 同様に各地で首級をあげたことが 同 十村 竹太郎 同村神主 同校 大大夫 同 か村 り や 井 田土村 一 五郎左衛門神ノ木 中間共 東九兵衛 九鬼安右衛門 蔵 畑

そこで北山への本格的な討伐が開始された。熊野から北山へと討伐 うことにはならなかった。一揆側はあちこちの山中に隠れ、 二年間で合計八〇六人を成敗したとしている。ただ、注意しなけれ 揆に加わったことを示している。なお、この文書は翌慶長二十年五 を三六三人としている。 三二といら村数はこの地方の大半の村が一 月廿六日熊野一揆起在所」として三二の村名をあげ、その成敗人数 の「紀伊国一揆起成敗之村数」(浅野家文書)は、「慶長十九年十二(ロ) の展開したことによって一揆勢は潰滅した。慶長二十年六月十日付 ばならないのは、この二年間の記録は紀伊国の範囲に限 られ てお 月にも日高郡、有田郡、名草郡等で一揆が起こり、日高郡での成敗 つかの編纂物に採録されているが、ここでは「北山一揆 等 取 集 紀伊国南牟婁郡楊枝村にあった浄楽寺宛の以下のような文書がいく に抵抗を示したことが断片的な史料から窺えるのである。 人数二五二人をはじめ計四○○人余りを殺したことを記録し、この しかし、このような大規模な制圧でも広大な山中を平定したとい 所収の二通を紹介しておこう。 大和国に属する村々は計算されていないことである。 たとえば 討伐軍

取

去十九日於山地村山さかし仕、 十つ川組へ首二十三討取到来祝着

年末には大坂で和議が成立し、領主浅野氏は和歌山に戻ったが、

あったと判断すべきであろう。

から殺された者の大部分は武士的な存在の土豪というよりも百姓で

合計すると四〇人以上の者が殺されているのであり、その多さ すでにこの村では十九日に二三人もの者が討ち取られているの 之至候、今度別而被入精之通聞届候、 恐々謹言

九月廿三日

右衛門長盛 増田氏之由

浄楽寺長訓

不便之至候、猶大塚勝介小嶋三右衛門可申候、恐々謹言 十九到来、誠ニ今度之働無比類候、次其方弟鉄砲ニ被打相果候由 去廿二日山地村之者岩窟へ籠有之処へ取掛壱人もらさす討捕

首

右衛門長盛

净楽寺長訓

九月廿五日

る者ではなく、 伐側は相変わらず多くの者を殺している。殺された者達は、二通目 おいても山中に立て籠もり抵抗しているのであり、それに対して討 の文面に「山地村之者岩窟へ籠有之」とあるように、特定の名前あ 教えてくれる。一揆が起こってからすでに一○か月が過ぎた九月に √数は首を取った者として教えられているように、一 九 人 で あっ この二通の文書は、一揆が相当長期間にわたって抵抗したことを 山地村の百姓達であったことを表現している。その

> の最終的な処分について以下のように記述している。(ユ) 一元和元年卯ノ年従 公儀為下知熊野奥北山境に一揆を初とし

世間によく流布した「北山一揆物語」の一本は、

一揆勢

有リ、此所ニ何百人共数不知ごく門ニかゝりけり らめ取則大栗須と赤木の者其間にたひらごといふ休陽長キ尾 其比何村誰と呼畏て出ルヲ取ツてハくゝりノ~壱人茂不残か 之間ニ而壱人も思ひ出シ、取ツてはくゝり遼の奥くすれ行、 々の者共無何心我も~~と罷出和泉守殿江御目見へ可仕由ニ 村ニ城普請初リ漸々出来致シ紀刕領之内北山河村何某何村ニ 而赤木村へ相詰ル、其内一揆に一味之者の分手錠以テ其関違 而ハ誰と言ふ者早々御取立之拝見仕嬉可申との御廻文也、 て城を拵置候様ニも其奉行藤堂和泉守に被仰付、 入鹿組赤木

大坂のさわき終テ寅ノ秋冬之比若歌山にて一揆ニ組したる者 御穿鑿之上籠者其上火あふりの由

新宮領并御蔵領入鹿組相野谷川長筋不残一揆ニ組したる者、 御吟味の上数百人鵜殿川原ニ而一々獄門ニ懸リけ

て去年一揆起シ申候者并当年一揆催シ仕候者共只今成 敗 申 付 覚」(3) 示す文書が浅野文書のなかにある元和元年閏六月二日付の「熊野に このような記事がどれほど事実を伝えているかは明ら か 大量の処刑があったことはまちがいないであろう。そのことを で な

子一類六人とらへ、見せしめのため、三介頸同前ニ、平谷村へはた子一類六人とらへ、見せしめのため、三介頸同前ニ、平谷村へはたちことで捕まり成敗された者の名前が村毎に並んでいる。なかにはくという理由や「去年一揆の催を仕、在々へ触状を持廻候」といである。そこには「一揆之者共を迎ニ罷越、新宮へ案内仕、取懸申である。そこには「一揆之者共を迎ニ罷越、新宮へ案内仕、取懸申

物ニかけさせ申候」などと記載されている者も少なくない。

うとしたものだという。恐らくその説は事実の一面を伝えてはいる はいずれも大坂の陣との関係で説いている。大坂方からの工作があ される。北山一揆は山間地を拠点として活動していた修験者の関与(ほ) る。この五鬼とは北山に居住していた修験の者であったことが推測(4) 某の五人を首謀者とし、これを「世ニ所謂五鬼是也」と 記してい される人物達に注目してみる必要があろう。「北山一揆物 語」の 別 か。その内的条件については明らかでない。そこで一揆の首謀者と であろう。しかし、何故北山の人々は大坂方に呼応したのであろう だったのである。 する一揆であり、 の一本は河井村の山室、 さて、その一揆の要因であるが、それを語る史料はない。編纂物 大坂への出陣で手薄になった新宮なり和歌山を攻めて占領しよ その相手は紀州の領主ではなく、統一権力そのも それと行動を共にした山の民の命を賭しての戦い センキウノ津久、堀内将監、 中村某、小中

のだったとすべきものと予想しておきたい。(16)

一、椎葉山一揆

の様相を見ておこう。記事の最初は七月二十八日の条である。ったことをよく示している。まず『徳川実紀』の記事によって一揆る。その詳細な記述が、中央の政治権力にとって大変な関心事である。その詳細な記述が、中央の政治権力にとって大変な関心事である。その詳細な記述が、中央の政治権力にとって大変な関心事に何回の「台徳院殿御実紀」巻五一の元和五年(一六一九)の記事に何回の「台徳院殿御実紀」巻五一の元和五年(一六一九)の記事に何回の「徳川幕府にとって公的記録とも言うべき官撰史書の『徳川実紀』

せらる○廿八日阿倍四郎五郎正之、大久保四郎左衛門忠成を肥後日向○廿八日阿倍四郎五郎正之、大久保四郎左衛門忠成を肥後日向

次のように書かれている。 (3) とあるように、幕府から九州椎葉山に直接鎮圧の軍隊派遣の理由がとあるように、幕府から九州椎葉山に直接鎮圧の軍隊が派遣される

郎、紀之助、左近といへる豪族ありて久しく山中に割拠せり。り一径を通ずるのみにて、其外更に道なし。山中には那須久太人もたやすく分入事を得ず。相良左兵衛佐長毎が領地球麻郡よかの椎葉山といへるは、四面みな峻岳重嶺絶嶮にして、樵夫杣

要臣太閤武威盛なるに及んで、彼等恐服し終に朱印を給はり、 関び、豊臣家の例にまかせ、当家よりも御朱印を下され、那須 が一族山中を安堵する所、近年庶子弾正といへる凶悍の者あり が一族山中を安堵する所、近年庶子弾正といへる凶悍の者あり で、山民をあざむき一揆をくはだて、宗家の久太郎を殺し、山 中を横領せんとす。こゝに於て山中もつての外擾乱す。左兵衛 住長毎伏見城にいでゝこの事を注進すれば、さらば討手をさし ない、豊臣家の例にまかせ、当家よりも御朱印を下され、那須 が一族山中を安堵する所、近年庶子弾正といへる凶悍の者あり ない、豊臣家の例にまかせ、当家よりも御朱印を沿はり、 は長毎伏見城にいでゝこの事を注進すれば、さらば討手をさし ない、もの本で、彼等恐服し終に朱印を給はり、

といふべし。 けれど、敢て答る者なし」と、その最初の対策が失敗したことを書 中のもの十五歳以上六十歳以下、ことぐ~くこゝに来るべしと令し 使を立、今度御使として両人をむけられしは、 **うものであった。椎葉山では「一揆等かねて要害の地を構へ、防戦** う。その内容は「先に山中の者を召ども来らざるは、公令を蔑如す 吉城に到着した。そして再度、 いている。そこで幕府軍は内陸へ向けて進み、十四日には肥後の人 いへども山路嶮岨にて人馬通せず、たやすく其地に赴きがたし、 を記し、同七日に豊後の鶴崎に到着したとし、そこから「椎葉山に そして、八月一日に阿倍正之、大久保忠成が伏見を出発したこと かつは鷹巣及田畠等の事を沙汰せしめられむがためなり。然と 速に大軍を発行し、首悪の酋長等を誅戮すべし」とい 椎葉山に対して書状を出したとい 山中の訴訟を聴断 山

過について、『実紀』は次のように記している。

(32)
はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとで、異儀区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとで、異様区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとで、異様区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとで、異様区々なり」という状態であったと『実はあらざるべしとで、異様区々なり」という状態であったと『実はあらざるべきにの用意しけるが、比機文をみるに、山民ことでとく誅せらるべきにの用意しけるが、という状態であったと『実

を厳にし恩を施し、鎮恤しければ、土人悉く安堵し、山中静謐を厳にし恩を施し、鎮恤しければ、土人悉く安堵し、山中静謐を、一隊は山中の者を見ん程ならば、搦取て刀剣を奪ふべしとむ。一隊は凶徒を誅戮する事を秘して、土人に知しめざる為におし入、山中二十六村の男女千余人、一人残らず搦取て、凶におし入、山中二十六村の男女千余人、一人残らず搦取て、凶におし入、山中二十六村の男女千余人、一人残らず搦取て、凶におし入、山中二十六村の男女千余人、一人残らず搦取て、凶にがて正之、忠成等兼て御朱印を奉ずる者をば悉く赦して、令に於て正之、忠成等兼て御朱印を奉ずる者をば悉く赦して、令に於て正之、忠成等兼て御朱印を奉ずる者をば悉く赦して、中に続に入る。

述していないのに対して、この椎葉山一揆についてはこのように詳 あると言わねばならない。 拠して記述されているものと判断される。 実録』を出典の一書として掲げており、『東武実録』に主として 依 とほぼ同じものといえよう。『徳川実紀』の記事はもちろん『東 武 いるが、その中心は二代将軍秀忠の事蹟録である『東武実録』であ 元和五年七月二十八日の条にはこの一揆に関する史料が纏められて 細に経過を追って記していることは注目すべきこと で ある。そ し しないと言える程なのである。 『大日本史料』第十二編之 三 十一の 揆の姿が明らかにならないというのは不思議であり、また問題で 『徳川実紀』 また『寛政重修諸家譜』である。いずれの文章も『徳川実紀』 椎葉山一揆の内容に関する史料はこの記事を超えるものが存在 は 他の多くの百姓一揆についてはほとんど何も記 官撰史書に頼らなければ

は明らかでないが、『実紀』は一〇〇〇人余としている。この数字ははないことを示している。当時の椎葉の人口がどの程度であったかり、吟味の結果として後になって処刑したものではない。その場でり、吟味の結果として後になって処刑したものではない。その場でり、吟味の結果として後になって処刑したものではない。その場でり、吟味の結果として後になって処刑したものではない。その場でり、吟味の結果としている。この数字は

化し、 ⁵، 郎の妹婿の那須主膳が江戸の幕府に訴えたことによって事件が顕在 となって接触し、他の者を自分の家来のように扱い、さらに秀吉か 椎葉山に豊臣秀吉の鷹匠落合新八郎が来たときに、那須弾正が代表 ø, よい数字であろう。椎葉一揆は一揆というよりも、戦争であった。 人の殺害はその二〇パーセントに当たる。これは大量殺戮と言って 可能性もあるが、一〇〇〇人が椎葉の人口であったとして、二〇〇 進撃した側の功績を大きく見せるためにあるいは過大に記している 府自らが評定して討伐の軍隊を出さねばならなかったのか明らかで がいよいよ激しくなり、ついに久太郎は殺された。そのことを久太 うな朱印状を得たことで、他の者達が反感を抱くようになった。 ら朱印状を貰うに際して、 所所々を領して罷在候」ところ、そのうちの一人の那須弾正が他 記述している。それによれば「那須山昔ゟ十三人ニ而山中を治、 の内紛の経過については相良氏の記録である『歴代参考』が詳しく して、那須弾正が死去して、子供の久太郎の代になって、 一二人を押さえて、上に出ようとしたことが発端だという。 『徳川実紀』をはじめ、 一揆の原因を那須氏一族の内紛であるとしている。その那須氏 しかし、この説明ではなぜ九州の山間部の土豪の家の内紛に幕 最終的には幕府が直接椎葉を討伐することになったのだとい この一揆に関して記した記録 はいずれ 自分を含めた三人が椎葉山を支配するよ その対立 それは 在

う。この点に注目しなければ、この大規模な討伐の意味は理解でき そこでは、どちらが正統であるかが問題ではなく、武力をもって互 事を言上申候間、 ない。秀忠は「那須山之者共、やゝもすれハ気随を仕、多年六ヶ敷 いに争う椎葉山の住民の存在が幕府にとって問題だった の で あ ろ 壱人も不残御成敗可被成候」と命令したという。 (S)

い。

ないのではなかろうか。

た差別的位置付けが明らかに存在する。 を記録していたからであろう。そこには、 葉の山中に住み、幕府軍に抵抗した人々を、幕府に残された史料が 心人物達を「酋長」と表現していることに注目せねばならない。椎 い。しかし、『実紀』が椎葉山の一揆勢を「土人」と言い、そ の 中 のまま歴史史料として利用することができないことは言うまでもな 「土人」とか「酋長」と表現して一向に構わない存在として一揆勢 "徳川実紀』は後世の編纂物であり、その記すところの表現はそ 椎葉山の一揆勢を見下し

四 祖谷山 揆

れが祖谷山一揆である。この一揆についても残された史 料 は 乏 し き連れて徳島城下に出て、蜂須賀家政に強訴する事件が起きた。こ 元和六年(一六二〇)に祖谷山の名主一八人が百姓六七〇人を引

> 分である。 (26) 該当の部分の全文を紹介しておこう。これは喜多家の書き上げの部 記」が一揆について記している部分はそれほど多くはない。以下に 谷山旧記」はやはり唯一の依拠史料ということになる。「祖谷山 料の存在が知られていない現在では、文書を多数引用している「祖 た史料としての限界が大きいものであるが、それと異なる系統の史 ととなった喜多源内家を中心とした祖谷山の各名の名主家の家筋に 鎮圧に大きな功績をあげ、その後近世を通して祖谷山に君臨するこ つに限られている。それは「祖谷山旧記」と呼ばれるもので、一揆の ついての書き上げという性格の編纂物である。したがって、これま 現在まで祖谷山一揆について語るときに使用される史料は唯 旧

一慶長年中、安右衛門、 持仕候 **詮議仕取揃指上申侯、** 中名主持伝之刀脇指遂詮議指上可申旨被仰付、 年貢諸政道両人申談相勤候、 分ハ安太夫殿ニ裁判被仰付、東分ハ安右衛門裁判被仰付、 則安太夫殿請取手形、左之通、 渋谷安太夫殿と、祖谷山東西ヲ分、 元和三年、蓬菴様為御意、 東西名々夫々 今以所 御 西

覚

伯州住安綱

弐尺五寸 但直刃疵不見

(中略)

右六腰之道具粟枝渡名主所持

(中略)

一大和国包永

弐尺六寸五歩 但直刃疵不見

右ハ尾井ノ内名主所持

右之通御申聞可有之候上、代物之儀者、追而否可申達候間、御自分ゟ名主之面々へ、上、代物之儀者、追而否可申達候間、御自分ゟ名主之面々へ、設議相改、目録之通弐拾七腰受取申候、拙者儀罷帰、右之越申此度、蓬菴様為 御意、祖谷山中名主共持伝之刀脇指、一々遂此度、蓬菴様為 御意、祖谷山中名主共持伝之刀脇指、一々遂

喜多安右衛門 殿

元和三年巳霜月十一日

渋谷安太夫 書判

内名主七右衛門、大枝名主孫太郎、峯名主又兵衛、平名主孫四仏詣之節、於途中、御直訴仕候、右之内落合名主彦七、尾井ノ人発頭仕、百姓六百七拾人召連、対安太夫訴状指上、蓬菴様御右之代銀、元和六年迄御否無御座候ニ付、指上人之内名主拾八

主藤左衛門、釣井名主藤十郎、田野窪名主彦三郎、重末名主六持仕候処、安右衛門ニ御意を以、其名々成敗被仰付候、今井名磔罪ニ被仰付候、其内彦七男子忰三人、七右衛門男子忰弐人所

郎三郎、

鍛冶屋名主与五郎、

右五人之者共、

被仰付候、

西名主彦太郎、中尾名主彦十郎、

戸ノ谷名 主彦次 御糺明之上御成敗

郎

一宇名主新太郎、右六人之者共、御糺明之上、其科相究、

御書、并御証文両通共、私家ニ所持仕、写左ニ仕候御書、并御証文両通共、猶以心儘ニ召仕候様ニ被仰付、其節之度不埒申間敷誓紙被仰付、其儘御立置被遊候、六百七拾人余之度不埒申間敷誓紙被仰付、其儘御立置被遊候、六百七拾人余之度、共科御赦免、此時名子と被仰付、私先祖安右衛門、其外直、名地名主孫八郎、閑定名主長蔵、地平名主藤太郎、片山名郎、名地名主孫八郎、閑定名主長蔵、地平名主藤太郎、片山名郎、

疎略候、具ニ両人方ゟ可申闡候条、閣筆候、之候、併右条数之外、如何躰之仕合候哉、其段難計ニ付、自今之候、併右条数之外、如何躰之仕合候哉、其段難計ニ付、自今 捧目安候、雖然、彼条数能令糺明候へハ、安太夫越度之族ニ無 為度染筆候、仍而今度其谷名主共、安太夫儀、様々不届之旨

八月十一日

3

ا المُحدَ

蓬 菴 御判

荒瀬

徳銭

菅 生

西山

窪

政所安右衛門

この文章を引用しているか、依拠して説明しているものであり、内これが祖谷山一揆を伝えるほぼ全史料である。他の史料は多くが

になった。 落とされ、一 和六年になって、そのうちの八人の名主が中心となり、 れば、 に存続した名主達にその後永く「心儘ニ召し仕候様ニ被仰付」こと いら。そして、 刀の補償を求めて、六七〇人の百姓を動員して徳島城下 に 押 し 出 住していた名主から刀が没収された。その没収に際して、 は「代物」を与えることを内々に保証したのであろう。三年後の元 容的にはむしろ信頼度の低いものである。 を領主側が取り上げる筈もなく、名主達は捕まり、処刑されたと 刀狩にあたった役人の非法を直訴したのであるが、もちろんそ 元和三年に刀狩の命令が出され、その結果祖谷山の各所に居 揆制圧に功績のあった喜多家はじめ、 一揆に参加した六七〇人の百姓達も「名子」身分に この「祖谷山旧記」によ 一揆に加担せず 没収された 藩の役人

下に置かれたのは、 断ることもできずに、徳島まで従ったという説明もできようが、 思議なのは、 的 徴である刀を奪われた土豪層が起こしたものであり、保守的、 れにしては徳島までの距離は大きい。 掛けていることである。 この記載から判断すれば、 一揆の典型であるということになろう。しかし、それにしては不 百姓六七〇人もが同行して、 旧記が語るように、 隷属状態にあったために、 一揆は刀狩によって自分達の地位の象 百姓達が名主層の厳しい隷属 この一揆の結果として名子 遙か遠くの徳島城下まで 主家の指示を 反動 そ

> あったと考えるべきであろう。 身分に落とされてからのことである。 たのは、実はそれまでの長期にわたる蜂須賀氏との戦いの最終的な を起こし、徳島まで押し出す必然性が自らの置かれた状況のなかに 六七○人もの百姓が名子身分にされ 当時の祖谷山の百姓には 揆

されている。中心となる喜多家のその部分は以下の通りである。(タビ) した。その模様はやはり「祖谷山旧記」の各名主の来歴のなかに記 山においても一揆が起こり、数年間にわたり激しく蜂須賀氏に抵抗 部元親の没落によってであるが、その入部およびそれに伴ら支配政 蜂須賀氏が阿波に入部したのは天正十三年(一五八五)の長宗我 特に検地に反対して阿波国各所において一揆が起こった。 祖谷

策

決着であった。

山 祖喜多六郎三郎、 蓬菴様被遊 御下知相背候二付、 被下置候、然所祖谷山之住人源平之末葉余多相籠り徒党仕、 畏、弟六郎三郎、其外一族召連、彼地へ立越、無異儀奉入御手 下知相背候二付、 按内之儀ニ御座候へハ、 難所ニ方便を構置而、 御機嫌之上、 御入国候節、 天正十四年、 **忰安右衛門、美馬郡一字山ニ罷在、兼而祖谷** 右源六御呼出被遊、 御追罸之御人数ヲ御指向被遊候所、 悪党誅伐奉乞請、 御人数落命仕候、此時に至り、私先 美馬郡岩倉山曽江山之住居人共御 於一字山、 相鎮候様二被仰付奉 高百石余、 方便を以、 源六ニ 過半

仰付、 罷越、 壱人之者共搦捕、 讃州へ罷越候所、六郎三郎、 野主馬、今井名主黒田監物、 亡申候、居合名主橘大繕、大枝名主武集兵馬、尾井ノ名主大 兵衛、一宇名主田宮新午、平名主八木河内、右七人之者共、 大 る御意之上、御証文被成下、夫ゟ為定使祖谷山へ罷越制道仕 免被成遺候、 三郎儀ハ、右十八人之類親共、 右之趣言上仕候所、御糺明之上、早速御成敗被仰付候、 壱人之者、重々御国命相背徒党仕、土州方へ一味仕、 主松下平太、田ノ窪名主横田内膳、 主轟与惣、峯名主影山将監、 土州方ヲ執持、狼籍之仕方ニ付、 降参仕らせ、 右七人之者ヲ六郎三郎父子討亡申ニ付、 釣井名主播磨左近、今窪名主中山藤左衛門、榎名主三木 御国命に不相随族、下瀬名主大江出雲、久及名主香川権 右之段言上仕候処、 軽きハ東御国命ニ可奉相随旨、 右之通相治リ候上、 則降人之者共召連、 安右衛門儀ハ、直ニ渭津へ囚人引連罷越、 科之軽重ニより、 安右衛門追かけ、鵜足ニ而、 栗枝渡名主松家隼人、奥ノ井名 田野内名主坂井大学、鍛冶屋名 何事を歟相企可申哉、 喜多六郎三郎父子として討 蓬菴様御感被遊、御結構な 重末名主本田修理、此拾 名職申与無相 起請文被為仰付、 在所ヲ忍出デ、 重きハ御追放被 違 御敵対申 被 其段難 渭津へ 為 御赦 六郎 拾 遣

右御証文之写左ニ仕候、

候

沢治部之丞、佐治九左衛門可申聞者也間、弥いや東西之儀、無油断令才覚、馳走可為肝要、猶寺其方事、いや表へ為定使苦労之条、為堪忍分一 名 遣 置候

天正十八年十二月朔日

家政 御書判

北六郎三郎 殿

また、

蓬菴様御入国被為遊、 徳善名の徳善氏の書き上げには以下のように記されている。(28) 引籠居申候、然所喜多源治先祖安右衛門ニ被仰付、 申所、右之段安衛門方よ言上仕、 立退申ニ付、急ニ追かけ、 者故、伯父兵部と申者、重末へ罷越候所、弥六儀様子承及、 主六郎三郎弟弥六と申者、徒党仕不奉随ニ付、 (以下省略) 私先祖藤松方へ内通申越ニ付、 祖谷山名主共拾八人徒党仕、六ヶ年之間、不奉随御意、 於祖谷山、七人ヲ安右衛門父子之者共成敗仕節、 早々被召出、難有御意被成下罷在候 道ニ而討留メ、首安右衛門ニ相渡 早速 藤松拾三歳ニ罷成幼少之 蓬菴様へ被為召出 安右衛門方 右名主之 重末名

起こしているのであり、「難所ニ方便を構置而」というように 山間とが知られる。それは、祖谷山の三六人のうち一八人の名主が一揆を蜂須賀氏の入部によって起きた一揆は六年間にわたって続いたこ

果、このとき相当数の名主が処刑され滅ぼされたの で ある。 祖谷山に移って居住することになった。近世を通じて祖谷山を支配 て、その後の支配のために喜多六郎三郎、安右衛門父子が一宇から うな山間地である一宇に居住していた喜多六郎三郎が動員された結 の厳しい地形を利用して激しく抵抗した。その鎮圧のために同じよ そし

した喜多源内家の始まりである

あろう。 存立の基盤がなくなる危機をこの過程で感じたためと考えるべきで し出したのは、 完成することを意味した。元和六年に六七〇人もの百姓が徳島に押 末から元和にかけてであった。そのことは幕藩領主的な支配体制が 対してようやく検地を実施し、それに続いて刀狩を行ったのが慶長 である。このことは祖谷山の人々の抵抗が天正年間で終了しなかっ たことを示している。粘り強い抵抗が続いていたのである。それに 祖谷山に総検地が実施されたのは慶長十七年(一六一二) 名主達に動員されたためだけではなく、彼等自身の のこと

五 揆の構造とその歴史的意義

ぞれ乏しい史料を頼りに概観してきた。いずれも近世初頭という史 慶長から元和にかけて三つの地域で展開した一揆について、それ

> くつか把握することができたと言える。 料の残存が非常に乏しい時期に起こった一揆ということもあって、 点も少なくない。 一揆の具体像を描くことはほとんど不可能な状態であり、不明確な しかし、それでもこの三つの一揆を貫く特色をい

よう。 揆でもない。どの一揆も、土豪層と百姓の両者を含んだ、 の反抗としての性格が濃厚である点にその大きな特色があると言え ものではないし、逆にまた近世を通して展開した百姓のみによる一 第一に、三つの一揆はいずれも武士的存在の土豪層の反乱という 地域全体

ئ 間奥地を舞台にしての戦いという性格を色濃くもっていたと言えよ を持ち、それらを使用しての武力衝突を繰り返すものであった。 むしろ旗を掲げてというものではない。いずれも刀槍さらには鉄砲 第二は、 近世的なイメージで語られる一揆のように敏錬を持ち、

Щ

ていることが残された史料で判明する。 とっている。北山一揆の場合も和歌山の浅野氏のみによる鎮圧では は椎葉山一揆に示されているが、幕府から討伐軍が派遣される形を 攻め込み、武力行使によって達成された。その最も典型的な在り方 第三に、これらの一揆の鎮圧は討伐軍を派遣して、一揆の地域に その経過なり結果は全て幕府へ報告され、また指示も出され ただ祖谷山一揆のみは幕府

との関連が弱い。

数に上ったものであろうことが推測される。大量殺戮によって一揆 北山一揆は、 わっているが、その際の処理は大量殺戮を伴っていることである。 の地域を平定し、支配可能な地域に組み込んだのである。 も三六三人がまず処刑され、その後にも多くの者が獄門 や 火 あ ぶ そして第四に、一揆の結末はもちろんいずれも一揆側の敗退で終 祖谷山一揆においても、天正年間からの犠牲者は恐らく相当多 磔にあっている。椎葉山一揆では殺された者は二○○名を超え 確実な数字としては知ることができないが、少なくと

ある。 揆とも異なる。 できない。 **うに明確ではない。同様に天正年間にしばしば起こった検地反対一** 要求や年貢減免要求は見られない。一揆としての目標は土一揆のよ 揆とすれば、それは中世後期の土一揆に近いものと言えよう。しか れの特色から言っても、基本的に近世の百姓一揆とは異なるもので 土豪層の抵抗としての一揆としてこの三つの一揆を理解することは 以上のような特色はどのような歴史を持つものであろうか。いず そこに組織基盤としての惣の存在はほとんど窺えず、また徳政 兵農未分離の状態の土豪層と百姓が一体となって起こした一 検地の施行によって特権的地位を失う旧領主層なり

徳川家康および秀忠が一揆についての情報を得、 判断をして指示

> が、 陣との関係があってそのように判断されたということも 言 えよ う 領主の問題として処理されるような一揆ではないという認識が彼等 ない時期に起こっている。 にあったことを示すものである。北山一揆の場合はあるいは大坂の 意味をもっているという認識があったからに外ならない。 を派遣することにしたのは、 あるとしても、それほど時の政治情勢に大きく影響するとは思われ を与えていることに注目しなければならないであろう。 椎葉一揆は椎葉からの訴えが幕府に対してあったことが理由で それにもかかわらず、幕府から直接軍隊 この一揆の制圧が体制にとって重要な そのこと

がまた結果としての大量殺戮に表現されているのである。

するものであった。近世の石高制は、 現実に稲作をしない畑や屋敷までも米の生産量を認定して石高表示 始まり、 劣位に置かれることになった。 しての支配体制だったと言える。これによって非稲作社会が完全に 差も石高に統一されて一つの基準で示されることになった。 よって全国を統一的に把握する体制である。個別の百姓の所持高に いる。石高制は、社会的富を米の生産量に集約して表示し、 言らまでもなく、近世の支配秩序は石高制に集中的に表現されて 武士の知行高まで全て石高で表され、また様々な富の地方 水田稲作社会の展開の帰結と それに それは

近世初期の山村における一揆は、 支配体制が山村の独自性を否定

地方の個別

秀吉の天下統一によって石高制の社会に組み込まれることになった 連銘と相続す。三好家盛成とき其権威になひき、長曾我部四国押領 では独自の社会として存続していたのである。椎葉山も同様で「椎 仕置被成候」という状態に求める説明があるように、近世に入るま(3) 御代迄守護付にても無之処ニ太閤様御代吉川平助同三蔵と申仁始而 配者の下に入りつつ独自性を保持していた。このような社会が豊臣 の節は其幕下に属し、往古より住居の所」というように、(3) の武士の末孫であることを主張し、「代々の 銘 主自領して渡院を継 は古来三六人よりなっていたが、それらの名主はいずれも源平藤橋 して「当年ョリ天下之百姓ト相定」ことになったのである。祖谷山(ミタ) の支配の完全には及ばない土地であった。この一揆の鎮圧の結果と ケ間敷有之、御公儀様へ度々御難題差上候」とされるように、幕府(ヨ) 葉山之儀者、是迄何方之支配ト申儀無御座、 格を持っていた。 保ってきたし、またそれ故に領主支配を受けない無主の地という性 作の畑作社会であり、それは本来焼畑と狩猟に基盤を持つものであ 社会を守るための命を賭けての戦いであった。 して石高制のなかに完全に組み込むための武力行使だったと言えよ それは一揆側から言えば、石高制社会に対する自分達の独自の 非稲作社会としての山村は中世にあってはその独自の存在を 北山一揆の遠因を「新宮領之内北山之儀信長公之 不取締ニ付、時々騒動 独自の社会とは非稲 時々の支

> この三つの一揆における支配者側からの積極的な行動はその故と言 なるとその存在は非常に危険なものになってくるのである。 ある程度放置されていたものと思われるが、幕藩体制の確立段階に 社会それ自体としては権力の基盤になるものではないので、 とえそれが辺境の山間奥地であっても危険な存在であった。 慶長・元和期になり極限に達したのである。 ってよいであろう。 らない。石高制の外へ出ようと絶えず動く非稲作社会の存在は、 を認めることは体制にとって非常に危険なことだったと言わねばな にいたるまで貫徹すべきものであった。石高制の外に存在する社会 のであるが、豊臣時代には顕在化しなかった矛盾が徳川政権となる 確立のためにはそのような社会の存在を抹殺する必要があった。 石高制は全国津々浦々 非稲作 当初は た

うに述べている。 (3) 意義について最初に論じたのは柳田国男であったろう。彼は次のよ意義について最初に論じたのは柳田国男であったろう。彼は次のよ近世初期の山村における一揆、特に北山と椎葉山の一揆の歴史的

突によつて、たとへ殺されないまでも強い圧迫を受けて、散乱し文書の史料は無いけれども、恐らく亦同一の趣旨、同様の利害衝て、驚くべき大規模の殺戮を受けて居る。他の多くの山地でも、世の平和時代に入るに先だち、又その平和を確保する 手 段 と し熊野の北山、日向の那須などの旧記を読んで見ると、山民は近

農業者と一致せぬ」ものがあったというように、 殺戮が行われたことを指摘しているのである。 「彼等の生活 法 則に る幕藩体制社会のことであり、その確立のために各地の山村で大量 動が特に悲惨であつたのである。勿論その中には懲戒し治罰せら ものであつて、言はゞこの以前が幾分か栄え過ぎて居た為に、反 この指摘は的確というべきである。「平和時代」とは石高制 に に、再び築き上げられて居たもの、様に、自分達には感じられる。 さうして近頃までの異色ある山村生活は、この一種の 廃 墟の 上 力が無くて、 数は無辜であった。婦女幼童は申すに及ばず、争ひ又 は 制 する るべき者が少数は確にまじつて居つたであらう。しかし他の大多 せぬ何物かゞ有つたとすると、それは勿論世の所謂乱世に適した てしまつたことは想像せられる。彼等の生活法則に農業者と一致 盲従して巻添を食つた者は幾らあつたか知れない。 非稲作社会として ょ

いる。

熊野北山一揆の経験があったためだとして、その関連性を指摘してされたことを述べている。そして、この椎葉山一揆に対する鎮圧はる。したがったのではなかろうか」と、それが幕府側の論理でなちも、何のためにこれほど苛酷な処分をうけなければならないか、民としては潰滅的な打撃であったわけで、おそらく事件の当事者た民としては潰滅的な打撃であったわけで、おそらく事件の当事者た民としては潰滅的な打撃であったわめだとして、その関連性を指摘して部に編入されることを迫られた結果といえよう」と位置 付 け て い部野北山一揆の経験があったためだとして、その関連性を指摘して

平野部の土豪層と同じ存在として山地住民を理解してはならない。 焼畑耕作や狩猟を生業とする社会として存続した。しかし、 殺解体を強制される事件であった。一揆後も、従来と同じように、 が、それは一揆側にとっては自分達の独自の文化、 会を形成していたのであり、それが幕藩体制によって否定されるこ 彼等は平野部の稲作社会とは異なる秩序、異なる文化を保持する社 が地位や権力喪失の危機を感じて歯向かったというものではない。 非稲作社会の最終的な対決であった。 石高制が貫徹し、 体制にとっては、 体制の確立過程における不可欠の 行 動 で あった とに対して一揆を起こし抵抗したのである。石高制を柱とする幕藩 慶長・元和期の山村一揆は稲作社会に基盤を置く幕藩体制社会と 幕藩体制に深く組み込まれた社会であり、 それは、古い反動的な土豪層 独自の社会の抹 それは 独自の

済地域と、

千葉は椎葉山一揆について「近世における稲作農業を基盤とする経

それらを領域とする政治力とが編成されてゆく過程で、

これまで独立の経済と政治の組織を保ってきた山地社会が、その一

初期山村一揆について具体的な内容にまで踏み込んで論じている。

柳田国男のこの指摘に学んだものと思われるが、千葉徳爾が近世

討も実は柳田国男のこの指摘を裏付けるだけのことと言える。

の特質がそれを引き起こしたことに注意している。本稿における検

進地とみなされることが当然のこととなってしまった。 は二度とならなかったのである。そして、辺境と位置付けられ、 されることはあっても、それを基盤にして行動する荒々しい社会と 伝承として自分達の先祖の社会や文化が語られ、また儀礼として示 独自の社会が日常的に展開することは最早なかった。様々な

- 1 『浅野家文書』(『大日本古文書』家わけ二)八二頁
- 2 青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』一、一九七九、参照(
- 九四九(山田忠雄編『農民闘争史』上、歴史科学大系 二二、一 九 七 三、所収)である。 このような見解の代表が林基「近世における階級闘争の諸形態」一
- 回」(『講座一揆』二、一九八一、所収)が唯一であろう。 近年における初期一揆についての包括的研究は西田真樹「一揆の転
- 5 『大日本史料』第十二編之十六、八三六~八三七頁:
- 6 同書八三八頁。
- 7 同書八三九頁。
- 8 「和州北山一揆次第」(『和歌山県史』近世史料三所収)七四〇頁。
- 9 同書七三九頁。
- 10 前掲『浅野家文書』一五三~一五八頁
- $\widehat{1}$ 「北山一揆等取集書付」(前掲『和歌山県史』所収)七三○頁
- $\widehat{12}$ 「異本北山一揆物語」(同書所収)七五○頁。
- $\widehat{13}$ 前掲『浅野家文書』一五九~一六五頁。
- 「北山一揆物語」(前掲『大日本史料』所収) 八七〇~八七一頁。
- 15 八日の日付のある森本坊の鐘の銘文に出てくる「鬼介、鬼継、鬼熊、 五鬼は、『上北山村の歴史』(一九六四)によれば、慶長十七年四月

- 三)を参照。 ては柳田国男「山人考」(一九一七)(『定本柳田国男集』四、一 九 六 たるわけではないとしている(同書八〇頁参照)。 なお、五鬼に つ **う。しかし編纂物が記す五人の首謀者はかならずしも全員が五鬼に当** 鬼上」のことであり、津久は鬼継、小中某は鬼介で ある と
- れも基本的には後進地における土豪の一揆と把握している。 揆について」(『三田学会雑誌』五一巻七号、一九五八)がある。いず (『社会経済史学』一一巻八・九号、一九四一)、速水融「紀州 熊 野一 は伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態―紀州 藩 の 場 合―」 北山一揆は熊野一揆とも呼ばれる。この一揆についての論文として
- 『徳川実紀』(新訂増補国史大系)第二篇一七三頁。
- 同書同頁。
- 19 同書同頁。
- 21 20 同書同頁。 同書一七四頁。
- 同書一七四~一七五頁。
- 23 22 『大日本史料』第十二編之三十一、二七〇~二九二頁

26

「祖谷山旧記」(『東祖谷山村誌』一九七八、所収)八七四~八 七 六

- 25 24 同書二八三頁。 同書二七八~二八七頁。
- 27 同書八七三頁。
- 28 同書八七一頁。
- 虹二編前掲書所収)はその経過について次のように記している。 「那須之党蜂起一件記錄控 相良志摩守」(文化四年十一月)(青 木 為召登城仕候処、秀忠公御目見被仰付上意ニハ那須山之者去動すれ 馬左衛門儀先祖左兵衛佐儀ハ御暇出不申候処、七月中旬左兵衛佐被 一同年(元和五年)夏西国大名方御暇被下候処、嶋津右馬頭、

は気随をなし多年六ケ敷事を言上候間、一人も不残御成 敗 可 被 成

之、 足仕候はゝ加勢を乞可申旨申上退出、其後両使同道ニて八月十五日 仰出、左兵衛佐謹て上意奉畏、先一人ニて退転可仕候、自然人数不 て罷下、山中を治め候人夫ニても人数不足候はゝ隣国へ相触可申被 手ニては退治成間敷候間、為其有馬、嶋津を被留置候、三人同道ニ 候、御旗本よりハ阿倍四郎五郎、大久保四郎左衛門被遺候、相良一 人吉下着、動十七日山中頭立候者十人程人吉へ呼寄搦捕、御成敗有

- 32 31 前掲「和州北山一揆次第」七三八頁。
- 前掲『大日本史料』第十二編之三十一、二九一頁。 同書同頁。

34 33

九六四、所収)一〇八頁。 柳田国男「山立と山臥」(一九三七)(『定本柳田国 男 集』三一、一

「阿淡両国秘録」(前掲『東祖谷山村誌』所収)八六五頁。

千葉徳爾『民俗と地域形成』一九六六、三八〇頁。 同書三八二頁。

36 35